

第1 はじめに

- I 計画策定の趣旨
- II 計画の性格
- III 計画の期間
- IV 計画の対象

I 計画策定の趣旨

- 本県の人口は、平成 11 年をピークに減少を続け、平成 26 年 6 月に公表された平成 25 年の人口動態統計によれば、本県の出生数は過去最低となっており、少子化による子どもの成長への影響、地域の活力の低下、超高齢化による社会保障制度における負担増大など、社会や経済への深刻な影響が懸念されています。
- このような中、平成 24 年 8 月、小学校就学前子どもの教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、子どもが健やかに成長することができる社会を実現するため、子ども・子育て支援法が制定され、都道府県には、実施主体である市町村を支援し、広域性と専門性を有する立場から「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定することが義務付けられました。
- また、本県では、平成 17 年 3 月、次世代育成支援対策推進法に基づき、少子化の流れを変え、次代の担い手となる子どもたちが健やかに育つよう、社会全体が一体となって次世代の育成支援に取り組むための「香川県次世代育成支援行動計画」（計画期間：平成 17～21 年度）を策定、さらに、平成 22 年 3 月、同計画を引き継ぐ「香川県次世代育成支援行動計画（後期計画）」（計画期間：平成 22～26 年度）を策定し、次世代育成支援施策を総合的に進めてきたところです。そして、平成 26 年 4 月、次世代育成支援対策推進法の有効期限が 10 年間延長され、平成 37 年 3 月 31 日までとなりました。
- これらに対応し、子ども・子育て支援施策と次世代育成支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、「香川県健やか子ども支援計画」を策定するものです。

II 計画の性格

- 本計画は、次の法律に基づく 2 つの計画を「香川県健やか子ども支援計画」として、一体のものとして策定するものです。
 - ① 子ども・子育て支援法第 62 条第 1 項に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
 - ・ 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、県内市町の行う子ども・子育て支援事業を支援するための都道府県としての計画です。
 - ・ 市町が策定する計画では、その地域の実情に応じて小学校就学前子どもの教育・保育等の量の見込みと提供体制の確保の内容・実施時期等を定めることとされており、県計画では、市町の計画における数値を県設定区域ごとに集計したものを基本として、県設定区域ごとの小学校就学前子どもの教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容・実施時期等を定めます。また、県内における小学校就学前子どもの教育・保育の推進方策や、子ども・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上に係る方策等を定め、市町の事業を支援します。

② 次世代育成支援対策推進法第9条に基づく「都道府県行動計画」

- ・ 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための都道府県としての計画です。

○ 本計画は、本県の総合計画である「せとうち田園都市香川創造プラン（平成23～27年度）」の「安心できる香川づくり」のうち、「子育て支援社会の実現」のための個別計画となるものです。

○ 本計画は、「健やか香川21ヘルスプラン」、「香川県地域福祉支援計画」、「かがわ障害者プラン」、「香川県保健医療計画」、「かがわ男女共同参画プラン」、「かがわ青少年育成支援ビジョン」、「香川県教育基本計画」、「香川県幼児教育振興プラン」、「香川県ひとり親家庭等自立促進計画」、「香川県社会的養護推進計画」などとの整合性を図り、連携を強化するものです。本計画の一部は、母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立や、効果的な母子保健施策の推進に資するための本県母子保健計画であり、保育所保育指針等を踏まえた本県における保育所保育の質の向上のためのアクションプログラムでもあります。

Ⅲ 計画の期間

- 本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

Ⅳ 計画の対象

- 本計画は、これから生まれてくる子どもから、成長して次代を育む親となるまでのすべての子ども、また、子どもを育成し、または子どもを育成しようとする家庭、そして、子どもと子育て家庭を取り巻くさまざまな主体（県民、行政、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域、企業、関係団体など）を対象とします。